前立腺がん精密検査機関の認定登録条件等

１.認定登録条件

(1) 内視鏡検査(尿道、膀胱鏡)、超音波検査及び針前立腺生検が自己機関で実施可能であること。

(2) 細胞診・組織診検査が自機関又は他機関で可能であること。

ただし、他機関による場合は、委託契約が締結されており、検査責任者の氏名、細胞診指導医・細胞検査士・病理診断医の氏名・認定登録番号(学術団体の認定登録番号)及びその他必要事項を確認のうえ、認定するものであること。

(3) 緊急事態に対処できる施設設備

検査時に生じるおそれのある緊急事態に対し、十分対処が可能であること。

(4) 担当医師の研修歴

精密検査に従事する医師は、十分な研修歴を有すること。

〈十分な研修歴とは〉

＊ 熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(前立腺がん検診従事者)の受講者

＊ 熊本県前立腺がん研究会会員

＊ 日本泌尿器科学会会員

＊ 日本泌尿器科学会熊本地方会会員

＊ 厚生労働省の定める臨床研修病院又はこれに準ずる機関で前立腺がんについて５年以上の研修歴

(5) 認定の期間・認定審査手数料

①認定の期間は、３年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の３月３１日までとする。

②認定登録機関の条件を満たさなかった場合は、認定を取り消すことができる。

③認定審査手数料は新規・更新共１万円とする。

２.遵守事項

(1) 精密検査の結果は、速やかに一次検診実施機関に報告すること。

(2) 担当医師は、更新申請までに部会が指定する講習会等に出席すること。なお、少なくとも３年に３回以上は出席することが望ましい。

〈部会が指定する講習会等とは〉

＊ 熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(前立腺がん検診従事者)

＊ 熊本県前立腺がん研究会

＊ 日本泌尿器科学会

＊ 日本泌尿器科学会熊本地方会

＊ 熊本大学並びに熊本泌尿器科医会が主催する講習会

(3) 認定登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を部会に報告すること。

(4) (1)から(3)までに遵守しない場合には、認定を取り消すことができる。